一　同一周波数帯を使用する他の無線局からの電波の発射の有無を確認する機能を有するものであること（附属装置の設置その他の方法による場合を含む。）。

二　国際モールス符号により海洋レーダーの無線局の識別信号を送信する機能を有するものであること（附属装置の設置その他の方法による場合を含む。）。

三　同一周波数帯を使用する他の海洋レーダーの無線局の識別信号を受信する機能を有するものであること（附属装置の設置その他の方法による場合を含む。）。

四　変調方式は、周波数変調であり、連続波方式（間欠的連続波方式を含む。）により送信するもの及び振幅変調であること。

五　等価等方輻射電力は、二五デシベル（一ワットを〇デシベルとする。）を超えないものであること。

六　送信空中線は、指向特性を有するものであること。ただし、当該指向特性に準じた電波の発射を抑制する措置が講じられたものについては、この限りでない。

七　国際モールス符号の送信は、割当周波数により送信を行うものであること。

八　国際モールス符号を送信する無線設備の送信空中線は、海洋レーダーの送信空中線を共用するものであること。ただし、海洋レーダーの送信空中線を共用することが困難な場合は、この限りでない。

別表第一号の表四の項無線局の欄中「ラジオ・ブイの無線局」を「無線測位局」に改める。

別表第二号に次のように加える。

第65　第49条の４の２に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

１　4.438MHzから4.488MHzまで又は9.305MHzから9.355MHzまでの周波数の電波を使用するもの　50kHz

２　5.25MHzから5.275MHzまでの周波数の電波を使用するもの　25kHz

３　13.45MHzから13.55MHzまで又は16.1MHzから16.2MHzまでの周波数の電波を使用するもの　100kHz

４　24.45MHzから24.6MHzまで又は26.2MHzから26.35MHzまでの周波数の電波を使用するもの　150kHz

５　39.5MHzから40MHzまでの周波数の電波を使用するもの　500kHz

６　41.75MHzから42.75MHzまでの周波数の電波を使用するもの　350kHz

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第三百三十九号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第十八条の二の規定に基づき、昭和三十七年郵政省告示第三百六十一号（無線局運用規則の規定により、無線局が同規則の規定によることが困難であるか不合理である場合の当該無線局の通信方法の特例を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月三日

総務大臣　新藤　義孝

第三項中「行なう」を「行う」に改め、第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

八　設備規則第四十九条の四の二に規定する海洋レーダーの無線局の無線設備であつて、Ａ一Ａ電波を発射するものにあつては、運用規則第二十三条、第二十六条第二項、第三十六条及び第三十七条の規定にかかわらず、二十分を超えない間隔で自局の識別信号を送信するものとする。

第九項中「行なう」を「行う」に改める。

○政治資金適正化委員会告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十五年九月三日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
四四六五	二五、八、九	松浦　辰行
四四六六	二五、八、九	加藤　尚弘
四四六七	二五、八、九	原田　賢治

○政治資金適正化委員会告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人氏名の変更の登録をした者を次のとおり公告する。

平成二十五年九月三日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏名（新）	氏名（旧）
三四六四	中野　恵美	橋本　恵美

○外務省告示第二百九十六号

平成二十五年七月二十四日にラマッラで、パレスチナ暫定自治政府に対する贈与に関する次の書簡の交換がパレスチナ解放機構との間に行われた。

平成二十五年九月三日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　　義偉

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、千九百九十五年九月二十八日にワシントンで署名された西岸及びガザ地域に関するイスラエルとパレスチナとの間の暫定合意（以下「暫定合意」という。）に言及するとともに、日本国政府の代表者と暫定合意に基づいて設立されたパレスチナ暫定自治政府（以下「パレスチナ自治政府」という。）のために暫定合意に従って行動するパレスチナ解放機構（以下「ＰＬＯ」という。）の代表者との間で、日本人とパレスチナ人との間の友好協力関係を強化することを目的として行われる日本国の経済協力に関して最近行われた討議に言及する光栄を有します。本大臣は、更に、前記の討議の結果として次の了解を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

１　ＰＬＯは、パレスチナ自治政府を通じて、パレスチナ自治政府行政機関がこの了解の規定に従うことを確保する。

２　日本国政府は、パレスチナ自治政府による経済社会開発努力の推進に寄与することを目的として、日本国の関係法令に従い、パレスチナ自治政府行政機関に対し、八億円（八〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の贈与（以下「贈与」という。）を行う。

３(1)　贈与及びその利子は、パレスチナ自治政府行政機関により、適正にかつ専ら日本国政府及びＰＬＯの関係当局間で合意する表に掲げる生産物並びにそれに付随する役務を購入するために使用される。ただし、当該生産物は、調達適格国において生産されるものとする。

(2)　(1)に規定する表は、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間の合意により修正されることがある。

(3)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間で合意される。

４(1)　パレスチナ自治政府行政機関は、この了解の効力の生ずる日の後十四日以内に日本国にある銀行にパレスチナ自治政府行政機関の名義で円普通預金勘定（以下「勘定」という。）を開設し、かつ、勘定を開設した日の後七日以内に日本国政府に対し勘定を開設するための手続を完了した旨を書面により通告する。

(2)　勘定の目的は、５に規定する日本国政府が払い込む日本円を受領すること、３(1)に規定する生産物及び役務の購入に必要な支払を行うこと並びに日本国政府及びＰＬＯの関係当局間で合意されることがあるその他の支払を行うことに限られる。

５　日本国政府は、４(1)に規定する書面による通告の受領の日から二千十四年三月三十一日までの期間に、２に規定する金額を勘定に日本円で払い込むことにより贈与を実施する。期間は、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間の同意により延長することができる。

６(1)　パレスチナ自治政府行政機関は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　贈与及びその利子が、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間の合意により延長されない限り、贈与が実施された日から十二箇月以内に生産物及び役務の調達に使用するために勘定から完全に払い出されることを確保すること並びにそれ以降の勘定内の残余金を日本国政府に返済すること。

(b)　３(1)に規定する生産物及び役務の購入に関してパレスチナ自治区において課される関税、域内税その他の財政課徴金が贈与及びその利子によって負担されないことを確保すること。

(c)　贈与及びその利子がパレスチナ自治政府による経済社会開発努力の推進のために適正にかつ効果的に使用されることを確保すること。

(d)　贈与及びその利子が３(1)に規定する生産物及び役務の購入のために完全に使用された場合、使用期間が(a)の規定に従って満了した場合又は日本国政府から要請があった場合には、日本国政府に対し、勘定に関する取引についての契約書、証書類その他の文書の写しを添付の上、その取引について、日本国政府が受け入れることができる形式の書面による報告を遅滞なく行うこと。

(e)　贈与及びその利子の使用に当たり、環境及び社会に妥当な考慮を払うこと。